

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 1月30日
【会社名】	株式会社クリムゾン
【英訳名】	CRYMSON Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 姚 健
【本店の所在の場所】	東京都墨田区亀沢四丁目17番17号
【電話番号】	03 - 5637 - 0505
【事務連絡者氏名】	専務取締役 兼 管理本部長 児玉 俊明
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区亀沢四丁目17番17号
【電話番号】	03 - 5637 - 0505
【事務連絡者氏名】	専務取締役 兼 管理本部長 児玉 俊明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 342,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 90,342,000円
	(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年1月30日に開催された臨時株主総会において「第三者割当による新株予約権発行の件」が普通決議により承認可決されました。

これに伴い、平成23年12月9日付をもって提出した有価証券届出書及び平成23年12月15日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項の内容の一部の訂正（証券情報の更新）を行うため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権証券）

(1) 募集の条件

第3 第三者割当の場合の特記事項

6 大規模な第三者割当の必要性

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

(訂正前)

発行数	60個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	342,000円
発行価格	新株予約権1個につき5,700円(新株予約権の目的である株式1株当たり57円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成24年1月31日(火)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社クリムゾン 管理本部 管理部 東京都墨田区亀沢四丁目17番17号
払込期日	平成24年1月31日(火)
割当日	平成24年1月31日(火)
払込取扱場所	株式会社 三菱東京UFJ銀行 押上支店

- (注) 1. 第2回新株予約権証券(以下「本新株予約権」という。)の発行は、平成23年12月9日(金)開催の当社取締役会決議に基づき発行するものであり、平成24年1月30日(月)開催予定の臨時株主総会による承認が条件となります。
2. 当社は割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。払込期日までに、割当予定先との間で本新株予約権の総数引受契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
3. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(訂正後)

発行数	60個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	342,000円
発行価格	新株予約権1個につき5,700円（新株予約権の目的である株式1株当たり57円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成24年1月31日（火）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社クリムゾン 管理本部 管理部 東京都墨田区亀沢四丁目17番17号
払込期日	平成24年1月31日（火）
割当日	平成24年1月31日（火）
払込取扱場所	株式会社 三菱東京UFJ銀行 押上支店

- (注) 1. 第2回新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）の発行は、平成23年12月9日（金）開催の当社取締役会決議に基づき発行するものであり、平成24年1月30日（月）開催の臨時株主総会による承認が条件としておりましたが、同日付で実施の上記臨時株主総会において、本新株予約権の発行は決議され、承認可決されております。
2. 当社は割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。払込期日までに、割当予定先との間で本新株予約権の総数引受契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないことになります。
3. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

6【大規模な第三者割当の必要性】

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

(訂正前)

本第三者割当増資及び本新株予約権の発行は、希薄化率が25%以上であることから、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きをすることになっているため、本第三者割当増資及び本新株予約権の発行の妥当性について、株主の意思確認を実施することとし、平成24年1月30日開催予定の臨時株主総会に付議することを決定いたしました。

なお、本第三者割当増資は支配株主との取引等に該当いたしません。

(訂正後)

本第三者割当増資及び本新株予約権の発行は、希薄化率が25%以上であることから、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きをすることになっているため、本第三者割当増資及び本新株予約権の発行の妥当性について、株主の意思確認を実施することとし、平成24年1月30日開催の臨時株主総会の承認を得ております。

なお、本第三者割当増資は支配株主との取引等に該当いたしません。

以上